



岡山市立市民病院 リウマチ教室

[瓦版]

3
2023

岡山市立市民病院 リウマチセンター
tel.086-737-3000(代) fax.086-737-3019

-第281回- 福祉用具と住宅改修の利用

はじめに

関節リウマチや加齢などにより日常生活のなかで介護が必要になったときには、一部の負担金で生活を手助けしてくれる介護保険制度のサービスを利用することができます。今回は「福祉用具と住宅改修の利用」についてご紹介します。

知っておきたい介護保険

福祉用具と住宅改修の利用

福祉用具貸与

福祉用具の貸与（レンタル）の対象は、下記の一覧になります。介護保険を利用できるかどうかは、要介護度に応じて異なります。

	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	○	○
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	○	○
床ずれ防止用具	×	○	○
体位変換器	×	○	○
手すり（工事をとみなわないもの）	○	○	○
スロープ（工事をとみなわないもの）	○	○	○
歩行器	○	○	○
歩行補助つえ	○	○	○
認知症老人徘徊感知機器	×	○	○
移動用リフト（つり具を除く）	×	○	○
自動排泄処理装置	△	△	○

○利用できます △一部利用できます ×原則として利用できません

特定福祉用具販売

下記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、以下のとおり購入費が支給されます。

- | |
|-------------------|
| ① 腰掛便座 |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 |
| ③ 入浴補助用具 |
| ④ 簡易浴槽 |
| ⑤ 移動用リフトのつり具 |
| ⑥ 排泄予測支援機器 |

●利用者負担について

- ・いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に負担割合に応じた金額が支給されます。
- ※都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住宅改修費支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。



●介護保険でできる住宅改修の例

- ・廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- ・「段差解消」のためのスロープ設置など
- ・滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- ・引き戸などへの「扉の取り替え」
- ・洋式便器などへの「便器の取り替え」

※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。

●利用者負担について

- ・いったん利用者が改修費全額を負担します。工事後申請により、20万円を上限に負担割合に応じた金額が支給されます。事前の申請がない場合、住宅改修費は支給されません。
- ・引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けることができる場合があります。



❑ おわりに ❑

病気やケガをきっかけに、介護が必要になったときや自宅で安全に日常生活を送る手助けとして、介護保険制度を上手に利用していただければ幸いです。まずはかかりつけ医に相談し、お住まいの地域の相談窓口や医療ソーシャルワーカーにお問い合わせください。

岡山市立市民病院 入退院管理支援(PFM)センター 地域医療支援課
医療ソーシャルワーカー 早瀬 友浩